



島根県報

令和2年10月30日（金）

号外 第 130 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

補助金等交付規則第3条の規定によりしまねU I ターンテレワーク支援事業費補 助金の交付の対象等を定める告示 (しまね暮らし推進課) 2

告 示**島根県告示第644号**

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、しまねU I ターンテレワーク支援事業費補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

令和2年10月30日

島根県知事 丸 山 達 也

1 補助金等の名称

しまねU I ターンテレワーク支援事業費補助金

2 交付の目的

雇用する労働者に島根県においてテレワークをさせる法人事業者又は同県へ移住し、情報通信技術を利用して県外事業者と取引を行う個人事業者に対して、予算の範囲内において必要な経費の一部に対する補助金を交付することにより、当該法人事業者又は個人事業者の経済的負担の軽減を図り、もって県外からの移住を促進することを目的とする。

3 交付の対象者**(1) 法人事業者**

当該法人事業者が雇用する労働者で令和2年10月16日前に県外に居住し、かつ、県外の事業場で勤務しているものを、同日以後に島根県に1ヶ月以上居住させ、当該労働者にテレワークをさせる者であること。

(2) 個人事業者

令和2年10月16日前において県外に居住している者で同日以後に島根県へ移住し、移住後同県において1ヶ月以上居住し、かつ、情報通信技術を利用して県外事業者と取引を行うものであって、次のいずれかの要件を満たすものであること。

ア 島根県において事業を開始すること。

イ 島根県において事務所、事業所その他これらに準ずるものを設け、又はこれらを同県に移転すること。

(3) (1)及び(2)いずれの場合も以下の要件を全て満たすものであること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で、当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。）でないこと。

ウ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

エ 都道府県税及び国税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

キ 宗教又は政治活動を主たる目的とする団体等でないこと。

ク 過去5年間に重大な法令違反等がないこと。

4 補助対象経費、上限額及び補助金額

(1) 補助対象とする経費（以下「対象経費」という。）の額等は、次の表のとおりとする。

(2) 対象経費は、実績報告書を提出する日までに支出されたものに限り、消費税及び地方消費税を除く。

(3) 算出された補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

対象経費	上限額	補助金額
<p>通信環境整備費</p> <p>3の(1)の要件に該当する状態でテレワークをする労働者（以下「対象労働者」という。）又は同(2)の要件に該当する状態で県外の事業者と取引を行う個人事業者（以下「対象個人事業者」という。）が行う当該テレワーク又は当該取引（以下「対象業務」という。）を始めるのに必要な情報通信技術を活用するための経費で、契約書等により確認できる以下のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回線工事費 ・契約料又は登録料 ・市町村等への加入負担金 	対象労働者又は対象個人事業者1人につき80千円	対象経費に2分の1を乗じて得た額で上限額の範囲内
<p>通信費</p> <p>対象業務を行うための通信に係る経費で、契約書等により確認できる以下のもの（月額換算）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通信回線使用料 ・プロバイダ料 ・モデム、ONU又はルーターのリース料 	対象労働者又は対象個人事業者1人につき5千円/月	
<p>シェアオフィス使用料</p> <p>対象業務を行うために必要なシェアオフィス使用料（対象業務の実施にあたって必要な最小限の施設であると知事が認めるものに限る。）で、契約書等により確認できるもの（月額換算）</p>	対象労働者又は対象個人事業者1人につき25千円/月	
<p>法人事業者の事業場への出張交通費</p> <p>対象労働者が対象業務を円滑に実施するにあたって当該労働者を雇用する法人事業者が必要と認める、当該法人事業者の県外に所在する事業場への出張（毎月1回に限る。）に係る移動に要する経費で、以下のもの（知事が県の旅費規程等に照らし経済的、かつ、合理的と認める経路及び方法によるもの）に限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道賃 ・航空賃 ・バス料金 ・船賃 ・車賃（自家用車に係るものを除く。） 	対象労働者1人につき30千円/月	